川崎市優良建築設計者表彰要綱

（趣 旨）

第１条 この要綱は、川崎市表彰規定（昭和 12 年川崎市規則第 11 号）に基づき、市内の民間の建築物等に関し、設計、工事監理その他の業務及び川崎市が発注する建築物等に係る設計業務委託等において、他の模範となる個人及び法人等である建築設計者等（以下「設計者」という。）を表彰することにより、本市における設計者の創造力、技術及び意欲の向上を図ることを目的とする。

（表彰の対象）

第２条 民間部門と本市が発注し設計業務委託等を行った公共部門の２部門において、表彰の対象とする。

（１）民間部門は、当該表彰年度の基準日を４月１日として、前３年以内に市内の建築物等に対して、設計者が実施した業務で発注者と契約を行い、完成したもので、主たる目的が建築設計または建設業を業務とする別に定める一般社団法人及び共同組合が推薦するものを対象とする。

（２）公共部門は、当該表彰年度の前年度に完了した設計業務委託等で各設計業務等担当課長が推薦するものを対象とする。

（表彰の対象者）

第３条 第１ 条及び第２条により、表彰するにふさわしいと認められる設計者（原則として川崎市内に主たる事務所がある建築士事務所及び建築士事務所登録している建設業等の法人等に所属するものとする。）及び設計者が所属する法人等を表彰するものとする。

（表彰の基準）

第４条 次の各号に該当するものを基本とする。

（１）川崎市総合計画等の取組の実現をめざしたもの

（２）優れた技術と創造力が発揮され、市内の建築物の建築又はまちづくりに対して大きく貢献し、他の模範となるもの

（表彰の除外）

第５条 前条に該当し、表彰対象としては優れた場合であっても、次の各号のいずれかにあたるときは、表彰の対象者から除く。

（１）対象設計業務の実施年度から、表彰の日の前日までの間に不正行為、経営不振、設計に起因する工事事故、その他社会通念上著しく信用を失墜する行為を生じたもの

（２）その他、第６条の審査委員会の委員長が特に不適当と判断したもの

（審査委員会及び幹事会）

第６条 被表彰候補者を審査するにあたり、川崎市優良建築設計者表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

２ 委員長及び委員は別表１に掲げる職にある者をもって構成する。

３ 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

４ 委員長に事故があるときは、委員長が指名した委員がその職務を代理する。

５ 委員会の会務を補佐するため、委員会に幹事を置き、幹事は、別表２に掲げる職にある者をもって充てる。

６ 委員会の運営その他について必要な事項は別に決める。

（表彰の決定）
第７条 市長は、委員会の審議結果に基づき被表彰者を決定する。

（表彰）
第８条 表彰は毎年１回行う。

（その他必要な事項）
第９条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

（附 則）
この要綱は平成２１年９月１日から施行する。
（平成２１年８月１０日 ２１川ま庶 第５００号）

（附 則）
この要綱は平成２２年７月１日から施行する。
（平成２２年６月１５日 ２２川ま庶 第２２６号）

（附 則）
この要綱は平成２３年８月２５日から施行する。
（平成２３年８月２３日 ２３川ま庶第４３２号）

（附 則）
この要綱は平成２８年１１月１日から施行する。
（平成２８年１０月２６日 ２８川ま庶第１２１９号）

（附 則）
この要綱は平成２９年４月１日から施行する。
（平成２９年４月３日 ２９川ま庶第４１８号）

（附 則）
この要綱は令和２年４月１日から施行する。
（令和２年４月１日 ２川ま庶第７９５号）

（附 則）
この要綱は令和３年４月１日から施行する。
（令和３年３月４日 ２川ま庶第２３０１号）

（附 則）
この要綱は令和３年６月２日から施行する。
（令和３年６月２日 ３川ま庶第４６７号）

（附 則）
この要綱は令和３年７月１日から施行する。
（令和３年７月１日 ３川ま庶第４６７号）

（附 則）
この要綱は令和３年１２月１３日から施行する。
（令和３年１２月１３日 ３川ま庶第１８３６号）

（附 則）
この要綱は令和４年６月２０日から施行する。
（令和４年６月２０日 ４川ま庶第８３２号）

別　表１

委員長及び委員

委員長	まちづくり局長
委　員	まちづくり局総務部長
委　員	まちづくり局計画部長
委　員	まちづくり局住宅政策部長
委　員	まちづくり局施設整備部長
委　員	まちづくり局指導部長

別　表２

幹事長及び幹事

幹事長	まちづくり局総務部庶務課長
幹　事	まちづくり局計画部景観・地区まちづくり支援担当課長
幹　事	まちづくり局住宅政策部市営住宅建替推進課長
幹　事	まちづくり局施設整備部施設計画課計画調整担当課長
幹　事	まちづくり局施設整備部公共建築担当課長
幹　事	まちづくり局施設整備部川崎病院再編担当課長
幹　事	まちづくり局施設整備部長寿命化推進担当課長
幹　事	まちづくり局施設整備部電気設備担当課長
幹　事	まちづくり局施設整備部機械設備担当課長
幹　事	まちづくり局指導部建築管理課建築企画担当課長
幹　事	まちづくり局総務部庶務課担当課長（技術監理担当）

事務局　　まちづくり局総務部庶務課(技術監理担当)